

## 令和6年度「松山市わが家のリフォーム応援事業」必要提出書類

### 【事前申請時】

書類	注意事項
① 補助金交付事前申請書	申請者氏名に、ふりがなを記入
② 補助対象工事の見積書（コピー）	市内に事業所を置く施工業者が作成した見積書
③ 委任状（事前申請用）	代理人（業者等）が申請する場合 ※配偶者の場合、省略可

### 【本申請時】

書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	工事費は税抜金額を記入
②住民票の写し ※1 ※2	3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可） 本庁1階市民課、各支所、各市民サービスセンターで発行 1通 300円
③完納証明書	3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可） 本庁2階納税課、各支所、出口出張所で発行 1通 300円
④登記事項証明書（建物） ※3	3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可） 松山地方法務局、一部地域は砥部出張所で発行 1通 600円
⑤確約・同意書（様式第2号）	内容をよくご確認ください
⑥補助対象工事の見積書（ <u>原本</u> ）	施工業者の押印、代表者名記入
⑦補助対象住宅の平面図（ <u>全階</u> ）	補助対象工事の内容を記入 ※内部工事がない場合も必要
⑧補助対象住宅の全景写真 及び施工前写真	写真は、写真専用台紙又はプリントアウトしたもので可 （カラー写真のみ）申請者氏名、工事箇所・工事内容を記入
⑨補助対象住宅の位置図	住宅地図のコピーで可
<b>以下 該当する場合のみ提出</b>	
⑩委任状	代理人が申請する場合 ※代理人が配偶者の場合、省略可
⑪耐震性を証明する書類	昭和56年5月31日以前着工住宅の場合
⑫移住者加算に関する誓約・承諾書	移住者加算を申請する場合
⑬空き家バンクに登録していたことを証明する書類	空き家バンク加算を申請する場合

※1 原則申請者のみの住民票の写しを提出してください。

ただし、子育て世帯加算の場合は、世帯全員の住民票の写し（続柄あり）を提出してください。

※2 単身赴任者が申請する場合は、申請者の現住所の住民票、配偶者の住民票、戸籍謄本を提出してください。

※3 今年売買した住宅で本申請時に登記の名義変更が完了していない方は、建物の売買契約書のコピーと現状の登記事項証明書を提出してください。名義変更手続きは実績報告までに完了してください。